

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月30日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第2条第3号中「令和6年」を「令和7年」に、「第2号」を「第3号」に改める。

第4条第1項第1号本文中「平成28年」を「平成29年」に、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和7年度相当分」を「令和8年度相当分」に改め、同号ただし書中「平成28年中」を「平成29年中」に、「令和7年度相当分」を「令和8年度相当分」に改め、同項第2号中「令和6年度末」を「令和7年度末」に、「令和7年4月」を「令和8年4月」に、「令和6年度相当分」を「令和7年度相当分」に改め、同項第3号を削除する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、<u>令和7年</u>における高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）に住所を有していたことにより避難等した被保険者であって、<u>令和9年3月31日</u>までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する<u>令和8年度相当分</u>の保険料。ただし、<u>平成29年中</u>に指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者にあつては、<u>令和8年度相当分</u>の保険料額の半額とする。</p> <p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和7年度末</u>に資格を取得したこと等により、<u>令和8年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和7年度相当分</u>の保険料</p> <p>(3) 削除</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、<u>令和6年</u>における高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和8年3月31日</u>までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する<u>令和7年度相当分</u>の保険料。ただし、<u>平成28年中</u>に指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者にあつては、<u>令和7年度相当分</u>の保険料額の半額とする。</p> <p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和6年度末</u>に資格を取得したこと等により、<u>令和7年4月</u>以後に普通徴収の納期限が到来する<u>令和6年度相当分</u>の保険料</p> <p>(3) <u>第1号の規定にかかわらず、令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の世帯に属する上位所得層の被保険者にあつては、令和7年度相当分保険料の減免額は、令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>

新	旧
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。